

発議案第18号

多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月11日

八千代市議会議長　末　永　　隆　　様

提出者	八千代市議会議員	山　口　　勇
賛成者	八千代市議会議員	成　田　忠　志
	同	大　塚　裕　介
	同	立　川　清　英

## 提案理由

国に対し、多文化共生のための社会基盤整備を強く求める。  
これが、本案を提出する理由である。

## 多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書

日本で生活する在留外国人は2025年6月時点で395万人を超え、過去最多となっている。外国人労働者は2024年10月時点で230万人を超え、日本の産業、地域経済にとって欠かせない存在となっている。

他方で、日本は多文化共生のための社会基盤整備が遅れている。外国籍住民（移民）統合に関する政策の国際比較（M I P E X 2 0 2 0）において、日本の政策の評点は47点と低く、52か国中35位にとどまっている。特に「反差別」についての取組が不十分とされ、16点と極めて低い評価を受けている。日本社会における国籍、民族を理由とする差別は、ヘイトスピーチのような差別表現から更に深刻化し、放火事件などの直接的な暴力事件にまで至っており、対策が急務である。

在留外国人、とりわけ外国人労働者の増加が今後一層見込まれる中で、その受入れ環境が整わず、人権侵害行為が多発しているという状況は何としても改善しなくてはならない。

よって、本市議会は国に対し、在留外国人の人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活、職業生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図ることが喫緊の重要課題であるとの認識の下、多文化共生社会の形成についての基本法を策定し、下記の事項を一層推進するよう強く求めるものである。

### 記

- 1 国の事務・事業の実施に当たり、国籍や社会的、文化的背景が異なることを理由とした不当な差別的取扱いがなされないようにすること。
- 2 国籍や社会的、文化的背景が異なることを理由とする人権侵害や紛争の防止、解決に必要な体制を整備すること。
- 3 多文化共生社会の形成に関する教育・啓発、国民と在留外国人との交流の促進により、多文化共生社会の形成についての国民の関心と理解を深めること。
- 4 在留外国人が日常生活、社会生活、職業生活を国民と共に円滑に営むことができるよう、日本語等の習得機会の確保や情報提供等の措置を講ずること。

- 5 学齢期にある在留外国人の就学・教育の機会が確保されるよう必要な措置を講ずること。
- 6 在留外国人に対して必要な支援を提供するため、在留資格等の情報を地方自治体と共有し、国と地方との有機的連携を推進すること。
- 7 地方自治体が取り組む多文化共生社会の形成のための各種事業について、必要な財政措置等の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
総務大臣様  
法務大臣様  
財務大臣様  
文部科学大臣様  
厚生労働大臣様  
外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣様